

令和 5 年度

能代市立湊城西小学校『いじめ防止基本方針』

(2014/2 策定, 2015/1, 2016/5, 2020/4, 2023/8 改訂)

みんなで育てる 「やさしいこころ」

(校歌 1, 2 番より)

1 基本方針策定の趣旨

能代市は感謝と思いやりにあふれる「わ」のまち能代」を目指している。それを受け、本校は「未来をつくり、社会を支えていく高い志をもった子どもの育成」の学校教育目標のもと教育活動を推進している。そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは重要な意味をもつものである。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行(平成25年9月28日)に伴い、市の基本方針を受けて、本校でも、全ての児童が安全・安心な学校生活のもと、共に学び合う環境を作り上げることを目指し、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。本校の方針の趣旨を学校職員及び保護者で共通理解し、いじめ防止等のための対策を具体的に行う。

「いじめ防止基本方針策定」の法的根拠

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より抜粋

2 いじめ防止・早期発見のための具体的な取組

◇道徳教育の充実

- ・「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」の周知や全教育活動を通じた人権尊重の指導、道徳の時間の充実
- ・全職員、全保護者等の共通認識と共通行動

◇学級経営

- ・いじめを発生させない学級経営

①ルールが守られた「安全・安心」な学級づくり

(担任のリーダーシップ)

ルールが守られた秩序のある学級の中では、精神的に弱い子どもでも脅えることなく安心して暮らすことができる。その秩序を担任のリーダーシップで作ることが大切である。

②いじめを生まない最も基本的な学級のルールを浸透させる

ルール1 「人を傷つけるようなことはしない。言わない」

「死ぬ」「殺す」などのひどい言葉遣いを放置し、容認してはいけぬ。「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」などのエクササイズを工夫して実施する。

ルール2 「クラスの誰かの発言は、最後まできちんと聞く」
授業はもちろん、休み時間、放課後も徹底する構えを見せる。
(諸富祥彦『教師の資質』より)

- ・いじめ防止のためのポスター(右図)の掲示と日常場面での指導への活用。

津城西小の「仲良くする子ども」になるために
これが**いじめ**(犯罪)だと知りましょう

自分で ある人に これらのことをする
自分ではしなくてもこれらのことを人にさせる

- ① ひやかす、からかい、わる口
など人のいやがる ことばを言う。
- ② なかまはずれ にする
みんなでむし する。
- ③ あそぶふりをして
かるくぶつかると たく ける などする。
- ④ お金やもちものを出せ と言う。
- ⑤ ほかの人のもちものを
かくす ぬすむ、
こわす すてる などする。
- ⑥ いやなこと はずかしいこと、
きげんなこと をさせる。
- ⑦ メールや電話、手紙や紙切れに
ほかの人の わる口や
いやがらせのことば を
書く ばらまく などする。

こんなことをしている人を
見かけたら 知っていたら すぐ先生へ
されていたら すぐ先生へ

津城西小学校

◇児童主体の取組

- ・いじめ防止行動宣言等への参加
- ・人権に関する標語の作成(5・6年)

◇児童のわずかな変化に気付くための取組

- ・定期的なアンケート調査(年2回 ※必要に応じて随時)
- ・教育相談の実施(アンケート実施後 ※必要に応じて随時)
- ・子どもを語る会の実施(教育相談後)・心の教室談員との連携
- ・情報交換(週1回打ち合わせ、月1回定例職員会議、子どもを語る会(年3回))
- ・Q-Uテスト(学級集団、個人の状況を知る)の実施、分析と活用(年2回)

◇異学年交流

- ・縦割り班活動・各種行事・避難訓練・小中連携・町内子ども会等を通して、自他を尊重する心の育成

◇インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・PTA研修会等における周知・啓発
- ・情報モラル学習会(4年生以上対象に年1回実施)
- ・系統的な指導「情報モラル指導」
- ・生徒指導日より、及び情報教育(ICT)推進リーダーによる情報提供、啓発

◇体験活動等、児童が大人と関わる機会の拡充、ふるさとの人とのふれあいに学ぶ

- ・系統的な指導「ふるさと教育」「防災・安全指導」「キャリア教育」
- ・ふるさと先生の活用
- ・体験学習(施設訪問、見学など)
- ・学校行事「入学式」「春季大運動会」「遠足」「芸術鑑賞教室」「能代七夕集会」「風の松原集会」「マラソン大会」「西っ子発表会」「修学旅行」「宿泊体験学習」「同窓会入会式」「卒業証書授与式」

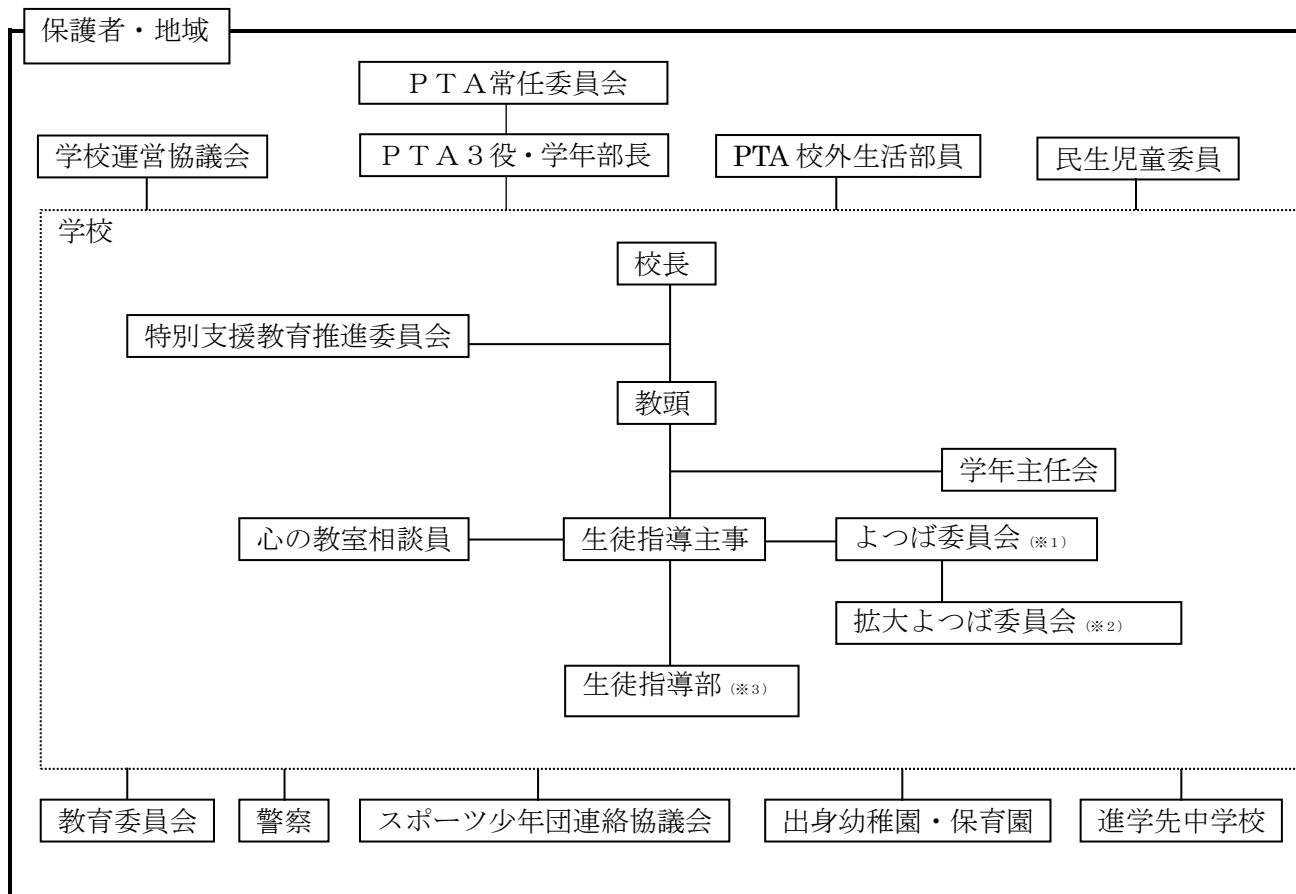
◇相談体制の整備

- ・心の教室相談員(週2回) ・分析とよい取り組みをまとめた事例集の周知
- ・相談窓口(別紙1)の児童、保護者へ周知

◇保護者・地域との連携

- ・学校報、学年通信、生徒指導日より ・地区訪問(5月) ・連絡帳、電話等
- ・学年PTA活動(年1回) ・PTA総会 ・授業参観と学年懇談会
- ・PTA校外生活部員との連携(行事、及び長期休業明けにおける交通安全指導)
- ・地域行事への参加(長期休業中)
- ・学校運営協議会(年3回) ・学校教育評価(年1回) ・スポーツ少年団との連絡会議

3 組織図



※1 よつば委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、教務主任で構成する。

主な運営内容は、以下の通りである。

- ① いじめ、不登校、虐待に関する報告を行い、認知について判定し、校長に具申する。
- ② いじめ、不登校などの問題に対して協力体制を整え、全職員が共通理解した上で取り組めるようにする。
- ③ 家庭・地域や関係機関との連絡を取りながら、問題行動などの未然防止や対応の仕方を話し合う。

※2 拡大よつば委員会は、よつば委員会、学校評議員、関係保護者、必要に応じて教育委員会、警察なども含め構成する。

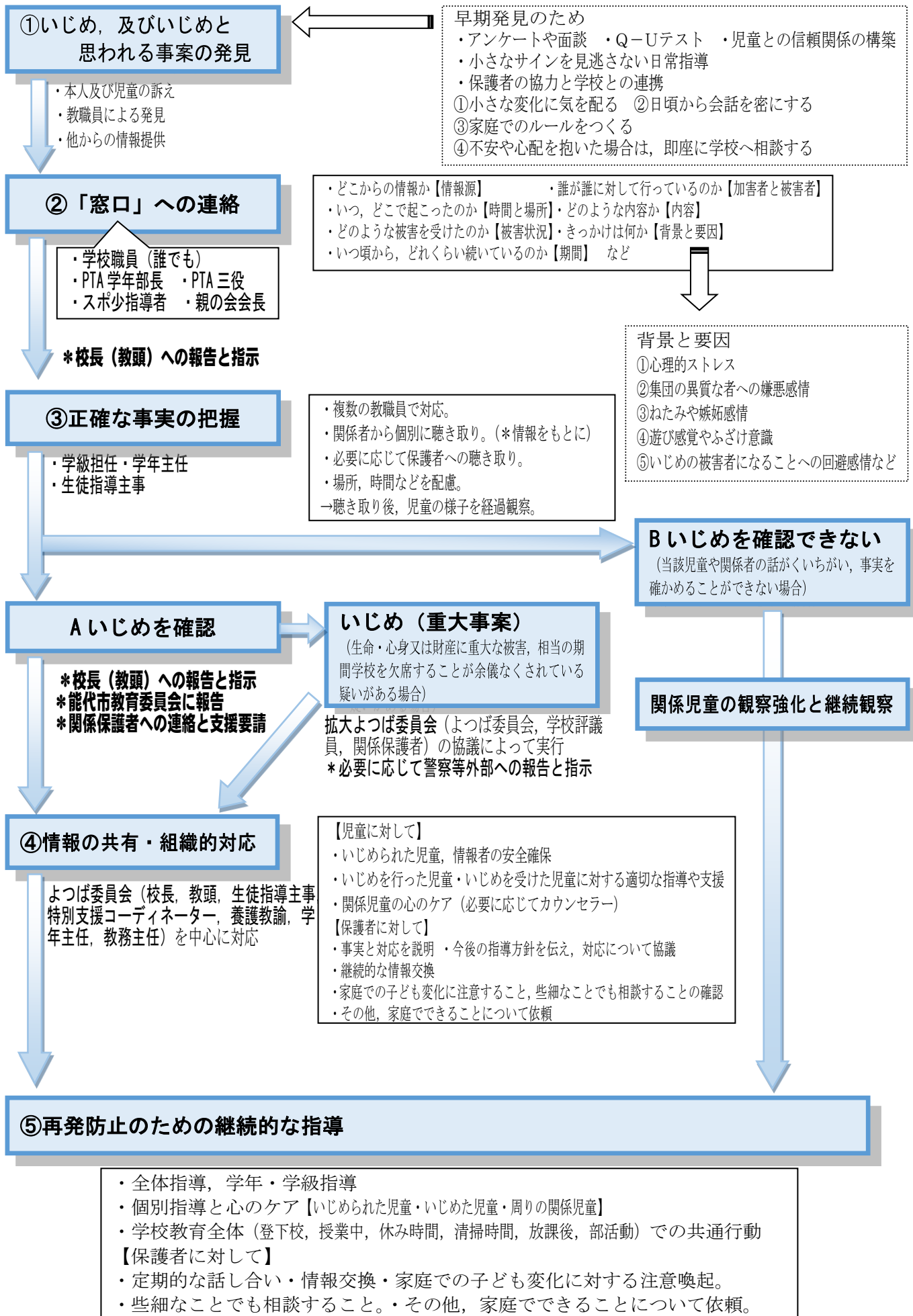
いじめが確認され、生命・心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合に校長の指示によって組織する。

※3 生徒指導部は、①校内生活 ②校外生活 ③交通安全 ④教育相談の4つを担当する。

4 今後に向けて

能代市立湊城西小学校『いじめ防止基本方針』は、平成25年度に初めて策定したものである。平成26年度は、より内容を明確にし、具体的場面で活用しやすいものにするための改訂を行った。今後は年度が替わるごとに、必要に応じて随時、学校及び関係機関で、この方針を基に定期的に協議をし、よりよいものに改訂していく。

いじめの早期発見・組織的対応の流れ



(別紙１) 相談窓口

[学校]

- ・学校職員（誰でも） ０１８５－５２－２２３７・・・能代市立淳城西小学校
- ・ＰＴＡ学年部長 ・ＰＴＡ三役 ・スポ少指導者 ・親の会会長

[市の相談機関]

風の子電話 ８９－１６１６

☆市のいじめ・不登校対策事業。年間を通じて月～金の９時～１６時まで相談に応じます。

適応指導教室「はまなす広場」 ５２－８２８２

☆学期中の毎週月～金の９時～１５時まで。児童のカウンセリング、保護者や教員対象の相談も行っています。

児童支援アドバイザー ５２－８２８２

☆「はまなす広場」と同室。毎週月～木の１０時～１６時まで。いじめや不登校等の問題をかかえている児童にかかわる関係者間の連携を図り、問題解決が早期に図られるよう支援します。

[県教育委員会]

「２４時間こどもＳＯＳダイヤル」 ０１２０－０－７８３１０（なやみ言おう）

☆２４時間いつでも、いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。

「いじめ緊急ホットライン」 ０１２０－３７７－９１４・・・北教育事務所

☆いじめ問題に悩む子どもの相談に応じます。月～金の８時３０分～１７時まで。

ただし、夜間・土日祝日等は、留守番電話により中央児童相談所（０１２０－４２－４１５２，０１８－８６２－７３１１）を案内しています

「すこやか電話」 ０１２０－３７７－８０４・・・総合教育センター

０１２０－３７７－９１４・・・北教育事務所

☆月～金の８時３０分～１７時まで。不安や悩み等を抱えている児童生徒や直接学校に相談できない保護者等の相談に応じます

[関係機関]

「やまびこ電話」 ０１８－８２４－１２１２・・・県警察本部少年サポートセンター

☆子どもからの相談及び家族、地域住民等からの少年の非行等に関する相談に応じます。

「チャイルド・セーフティ・センター」（２４時間対応） ０１８－８３１－３４２１・・・県警察本部

☆問題行動、いじめ、児童虐待、不登校、自殺等の子どもに関する悩みについての相談に応じます。

「こども・家庭相談窓口」 ０１２０－４２－４１５２（２４時間対応）・・・中央児童相談所

☆１８歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。

「秋田いのちの電話」 ０１８－８６５－４３４３・・・いのちの電話事務局

☆こころの危機を抱えいろいろな悩みをもっている人の相談に応じます。

「児童相談所電話」 ０１８６－５２－３９５６・・・北児童相談所

☆育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。

「子ども人権１１０番」 ０１２０－００７－１１０・・・秋田地方法務局

☆いじめ、虐待などの子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。

「こころの電話」 ０１８－８３１－３９３９・・・県精神保健福祉センター

☆子どもの問題（癡、養育、発達、不登校など）に関する相談に応じます。